

令和5年5月2日

保護者様

兵庫県立社高等学校
校長 中井 修

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の取り扱いが法律上の5類感染症に移行することを踏まえ、文部科学省及び兵庫県教育委員会からその対応について通知がありました。それを受けて、本校における対応についても下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

学校における5類移行後の対策の考え方と対応について

- 1 感染状況が落ち着いている平時においては、特段の感染症対策（マスク着用義務や「黙食」）を講じる必要はないとされています。ただし、
 - ・家庭との連携による生徒の健康状態の把握
 - ・学校での適切な換気の確保
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等の対策は引き続き講じることができます。
- 2 地域や学校内において感染が流行している場合などには、
 - ・活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・生徒間の適切な身体的距離を確保すること
 - ・マスク着用を促すこと等の措置を一時的に講じることもあります。
- 3 感染が判明した生徒に対しては、学習機会の確保に留意しつつ、出席停止の措置を講じます。また、これまでのインフルエンザ等への対応と同様に臨時休業や学級閉鎖の措置を講じる場合もあります。また、出席停止期間の基準は主治医の判断に基づきながら、概ね「発症した後五日を経過し、かつ症状が軽快した後一日を経過するまで」とします。

なお、出席停止は、感染が確認された場合（後に陽性が判明した場合も含む）のみになります。それ以外の発熱やかぜ症状は、欠席の取り扱いとなりますので、ご注意ください。